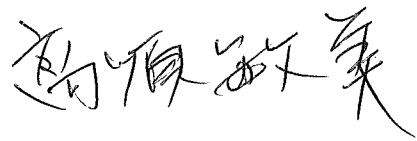


児童福祉法等の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例をここに公布する。

令和 7 年 12 月 24 日

行方市長



行方市条例第 28 号

児童福祉法等の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例

(行方市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第 1 条 行方市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例(平成 26 年行方市条例第 22 号)の一部を次のように改正する。

第 25 条中「第 33 条の 10 各号」を「第 33 条の 10 第 1 項各号(幼保連携型認定こども園である特定教育・保育施設の職員にあつては、認定こども園法第 27 条の 2 第 1 項各号、幼稚園である特定教育・保育施設の職員にあつては、学校教育法第 28 条第 2 項において準用する認定こども園法第 27 条の 2 第 1 項各号)」に改める。

(行方市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第 2 条 行方市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成 26 年行方市条例第 23 号)の一部を次のように改正する。

第 12 条中「第 33 条の 10 各号」を「第 33 条の 10 第 1 項各号」に改める。

(行方市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第 3 条 行方市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成 26 年行方市条例第 24 号)の一部を次のように改正する。

第 12 条中「第 33 条の 10 各号」を「第 33 条の 10 第 1 項各号」に改める。

第 17 条第 2 項中「児童相談所等における乳児又は幼児(以下「乳幼児」という。)の利用開始前の健康診断」を「次の表の左欄に掲げる健康診断又は健康診査(母子保健法(昭和 40 年法律第 141 号)第 12 条又は第 13 条に規定する健康診査をいう。同表において同じ。)(以下この項において「健康診断等」という。))」に、「当該健康診断が利用乳幼児に対する利用開始時の」を「当該健康診断等がそれぞれ同表の右欄に掲げる」に、「利用開始時の」を「同欄に掲げる」に、「児童相談所等における乳幼児の利用開始前の健康診断」を「それぞれ同表の左欄に掲げる健康診断等」に改め、同項に次の表を加える。

児童相談所等における乳児又は幼児(以下「乳幼児」という。)の利用開始前の健康診	利用乳幼児に対する利用開始時の健康診断
---	---------------------

断	
乳幼児に対する健康診査	利用乳幼児に対する利用開始時の健康診断、 定期の健康診断又は臨時の健康診断

附 則

この条例は、公布の日から施行する。